

## 延滞金の請求に関するQ & A

Q1 「市税等延滞金の納付について」の文書が送られてきたが、これは何ですか。

A1 過日、本税のご納付をいただいたところですが、納付日現在で延滞金が加算されており、延滞金につきましてもご納付していただきたく、延滞金のみの納付書を送付したものです。

Q2 今までこのような文書が送られてきたことはないのは何故ですか。

A2 令和7年8月から標準システム※に移行したことにより、運用を変更し、「市税等延滞金の納付について」の文書を送付しております。

※標準システム…国が定めた全国統一の仕様によるシステム。

Q3 何故本税を納付したときに延滞金も取らないのですか。

A3 窓口での納付の際は、本税と併せて延滞金もいただいておりますが、コンビニ納付やスマホ決済やペイジーによる納付など収納チャネルによっては、納期限後でも本税のみの納付が可能となっており、その際の延滞金は後日の請求となります。

Q4 催告書で延滞金も納付したが納付書が届いたのは何故ですか。

A4 催告書で納付いただいた場合、延滞金計算日が発送日のため、納付日によっては延滞金が加算されている場合があり、その際の延滞金は後日の請求となります。

Q5 指定期日を過ぎると延滞金がさらに加算されることはないですか。

A5 すでに確定している延滞金のため、指定期日を過ぎても加算されることはありません。しかし、延滞金も滞納処分（差押え等）の対象になります。

Q6 分納誓約をしているが、納付書が届いたのは何故ですか。

A6 分納誓約により延滞金は本税完納後に納付いただくことになっている方については、本税完納後に延滞金の納付書が送られますので、そちらで納付してください。